

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	社会体育施設利用の許可		
根拠法令及び条項	蓮田市立運動場設置及び管理規則第4条・第5条・第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成9年10月 1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 60日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月21日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(使用者)

第4条 運動場を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 蓮田市内に住所を有する者
- (2) 蓮田市内の事業所又は事業所に勤務する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた者

(利用手続)

第5条 運動場を利用しようとする者は、教育委員会に団体登録し、利用者会議において利用日程表を作成し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育長が認めた場合は、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第6条 教育委員会は、運動場の使用を許可する時は別に定める様式による運動場使用許可書（以下「許可書」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の許可をする場合において、教育委員会は、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。